子どもの声に耳を傾ける

――事実調査における司法面接の取組み――1

仲 真紀子*

本稿は、2023年12月19日に愛知学院大学で行われた招待講演に基づいている。子どもへの司法面接の概説であり、事実調査に関わる問題、日本での司法面接の使用に関わる現状、司法面接の特徴、すなわち被面接者からより正確な情報をよりたくさん引き出すためのオープン質問の使用や面接の構造について記述している。最後に質疑応答を示す。

キーワード:司法面接, 事実の調査, 刑事訴訟法第321条3, 子どもの証人, NICHD プロトコル

I はじめに

学校での面接・面談と聞いて私たちが思い浮かべる のは、例えば、生徒が教師に授業でわからないところ を教えてもらう、進路に関する二者/三者面談、ある いは思い悩むことをスクールカウンセラーに相談する などの場面かもしれない。こういった面接・面談は、 子どもと教師(あるいはカウンセラー)が相談をしな がら問題解決を目指す、いわば未来に向けた活動であ る。これに対し、学校においても事故原因の調査、違 反行為の確認, いじめや体罰の疑いに関する聴取など の面接・面談が行われることがある。そこでは何があ ったか、何が起きたかという過去の出来事の解明に焦 点が当てられる。被害者(被害を訴える者)、被疑者 (加害, 違反が疑われる者), その関係者等(親, 友人) が存在する状況で被害者だけに寄り添うことは、事実 の調査としては中立的ではないと批判される可能性も ある。そのため面接者には中立的、客観的な立ち位置 を守り、できるだけ正確な情報を収集することが求め られる。こういった事実の調査のための面接法を司法 面接 (forensic interviews, investigative interviews) とい う。

本稿では、IIで事実の調査において陥りがちな問題

を示し、Ⅲではそういった課題を踏まえてつくられた司法面接の現状について述べる。Ⅳでは司法面接の特徴や司法面接を構成する要素を概説し、Ⅴではその内容を質疑応答のかたちで補足する。

II 事実聴取の問題

児童相談所に寄せられる虐待相談件数は年間およそ2万件であり、令和4年度の児童虐待相談件数(速報値)は219170件であった(子ども家庭庁,2023)。相談経路として多いのは警察(51.5%)であり、次は近隣知人(11.0%)、家族親戚(8.4%)、学校(7.3%)となっている。こういった場面では事実の調査が必須となるが、何があったかの聴き取りは容易ではない。

第一に、聴取に関わる体制の不備が挙げられる。虐待被害が発覚することの多い家庭や学校、あるいは近隣地域では、複数の関係者が確認を重ね、聴取が繰り返されることがある。加えて正確な記録がとられていないことも少なくない。客観的な記録がないまま時間が経過し、子どもの記憶が減衰したり変容したり、報告に矛盾が生じることもある。

第二に、適切な聴取法がとられないことが多い。筆者らの調査では、福祉に関わる専門家であっても面接の研修を受ける前の質問の37%はクローズド質問(は

¹ 本稿は2023年12月19日,愛知学院大学で行われた講演会での講演内容ならびに学部生,大学院生からいただいた質問やコメントにもとづき執筆したものである。心理学部の先生方,学部生,大学院生の皆様に記して感謝申し上げる。 *理化学研究所

⁽連絡先) 〒351-0198 埼玉県和光市広沢 2-1 E-mail: makiko.naka@riken.jp

い,いいえ,あるいは択一式の質問),36%はWH質問(いつ、どこで、誰がなどのWHで始まる質問),11%は「~ですね」などの誘導形の質問であった(Naka,2014)。「おじさんが叩いたの?」などのクローズド質問には「おじさん」「叩く」といった文言が含まれ、これが事後情報として、記憶を汚染する可能性がある。子どもが話していないことに関するWH質問(叩いたという話が出てきていないのに、「どうやって叩いたの?」と尋ねるなど)は、推測による応答(「バチンと、かな」)を生じさせる可能性がある。そして、「叩いたのね」などの誘導質問は「うん」という肯定を引き出しやすい。

第三に、被面接者の被暗示性の問題がある。被暗示性の記述は知能検査をつくった Binet にまで遡ることができる(レビュウとして仲・上宮、2005)。Binet は1900年代初頭に、「ボタンは糸でついていたかな」「糸は何色だったかな」などの質問に対し、子どもが存在しない糸について答えることを示している。後にGudjonssonらは被暗示性尺度を作成し、社会的圧力と認知的な脆弱性が被暗示性の亢進と関わることを示した(Gudjonsson, 1987; 仲、1998)。

そして、子どもが公的機関につながったとしてもさらなる問題が存在する。特に従前は、まずは医療機関や福祉機関で面接が行われ、事件性があれば警察で、そして検察でと、子どもは繰り返し報告を求められた。Fulcher(2004)は、事件や事故の被害者が医療機関、保険会社、そして警察でと繰り返し面接を受けることで精神的な二次被害が生じるとし、これを法的手続きにより引き起こされる精神的敏感症状(litigation induced trauma sensitization)と呼んだ。面接が繰り返されるたびに精神症状が悪化するだけでなく、面接が長期化することで PTSD や身体症状も引き起こされるという。

Ⅲ 司法面接の現状

欧米ではこういった問題を踏まえ,1990年頃より事実の調査に特化した司法面接の技法が開発され用いられるようになった²。司法面接は,何があったかという事実に関する情報を,できるだけ正確に,できるだけ被面接者に負担をかけることなく聴取することを

目標としている(仲, 2016)。日本では2000年代に入ってから司法面接関連の書物が翻訳されるようになり³, 筆者らは2008年から日本科学技術振興機構(JST/RISTEX)「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」(2008-2012)や文部科学省の新学術領域「法と人間科学」(2012-2015),日本科学技術振興機構(JST/RISTEX)「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装」(2015-2020)などの研究助成を受けて、司法面接に関わる基礎研究や、研修プログラムの開発,社会実装を進めてきた。

2015年に児童相談所、警察、検察が連携して面接を行う協同面接・代表者聴取が開始され、こういった面接法は性的虐待や身体的虐待を受けた疑いのある児童に対し、広く用いられるようになった。2021年には都道府県の一部で知的障害者への代表者聴取の試行が始まり、2022年からは全国で行われている。さらに、2023年6月に刑事訴訟法の改正が行われた。新設された第321条の3では、以下のような措置のもとで聴取された供述の録音録画記録は、裁判の証拠として用いることができるとしている4。

①精神的な負担の緩和:供述者の年齢,心身の状態 その他の特性に応じ,供述者の不安又は緊張を緩和す ることその他の供述者が十分な供述をするために必要 な措置

②誘導のない聴取:供述者の年齢,心身の状態その他の特性に応じ,誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

これらの措置は司法面接の目標と合致するものである。司法面接の方法にそって聴取を行うことは,被害を訴える人のみならず,正確な情報を必要とする裁判に関わるすべての人にとって有益であると思われる。

IV 司法面接の概要

司法面接には以下のような特徴がある。

第一は、自由報告(自発的にたくさん話してもらうこと:free narratives)を最大限得ることを目指すということである。先述のように、具体的な文言を含むクローズド質問や仮説を前提とするWH質問は暗示や誘導となる可能性がある。そのためこういった質問を

² 米国ではナーサリーの教諭が性的加害をしたとされるマクマーチン事件,英国では多くの親が性的虐待をしたと疑われたクリーブランド事件などが有名である。

³ 例えば、英国内務省・保健省 (2007)。これは1992年に発行された、英国の最初の司法面接ガイドラインの訳書である。

⁴ 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則(刑事訴訟法第三百二十一条の三)

できるだけ避け、オープン質問(回答に制約がかからない質問の形式)を用いる。自由報告を引き出しやすいオープン質問としては、①誘いかけ(「何があったか最初から最後まで全部話してください」),②時間分割(被面接者が「Aがあった」「Bがあった」と話話していたならば、「AからBまでの間にあったことを話してください」「Bの後はどうなりましたか」と語られていないところを話してもらう),③手がかり質問(すでにAについての言及があれば「Aのことをもっと詳しく話してください」),④それから質問(「そして」「それから」「そのあとは?」)などが有効であり、あいずち(「うんうん」)も効果的である。一問一答になることなく,被面接者のペースで自ら語ってもらうことが重要である。

第二に、いきなり被面接者に自由報告を求めても被 面接者はすぐに話せるとは限らない。そのため司法面 接は次のように構造化されている。実証研究が多く 世界的に広く用いられている司法面接ガイドライン. NICHD プロトコル (Lamb et al., 2008) を例に挙げれ ば、まずは①導入(挨拶、自己紹介、面接や面接室の 説明)、続いて②グラウンドルール(「ほんとうにあっ たことを話してください」「質問の意味がわからなか ったらわからないと言ってください」「知らないこと は知らないと言ってください」「私が間違ったことを 言ったら間違ってるよと教えてください」「どんなこ とでも全部話してください」)、そして③ラポール形成 (「何をするのが好きですか」などと誘いかけ、話しや すい関係性を築きながら被面接者に自由報告で話して もらう)、さらに④思い出して話す練習(「朝起きてか らここに来るまでにあったことを最初から最後までお 話ししてください」などと誘いかけ、話しやすい関係 性を築きつつ思い出して話す練習をしてもらう)を行 う。その後⑤本題に入り、最後は⑥クロージング(感 謝し、質問等を受け、中立的な話題に戻す) の手続き をもって終了する。

加えて、正確な記録を残すために面接が録音録画されること、面接の繰り返しを避けるために多機関連携で実施されること、カウンセリングや心のケアとは区別されることなども、司法面接の特徴である。カウンセリングや心のケアについては、これらが被面接者に寄り添い、感情や主観的体験に焦点を当てながら長期にわたりクライエントの回復を支援していく活動であ

るのに対し、司法面接はできるだけ少ない回数で、過去の出来事に関する記憶をできるだけ正確に、できるだけたくさん話してもらうことを目指す。

こういった司法面接の研修は全国の児童相談所,警察,検察,NPOなどで行われており,筆者らも先述のJST/RISTEXプロジェクトの社会実装として,立命館大学で司法面接研修事業を進めている5。

V 質疑応答

講義では多くの学部生、大学院生からコメントをいただいた。大学院生のコメントにタグをつけて分類したところ、司法面接の必要性、司法面接の特徴、そして自身の専門や体験に結びついたコメントが多く見られた。カウンセリングも往々にして一問一答になりがちだというコメントや、自由報告を得るための工夫はカウンセリングやその他の会話でも活用できそうだというコメントは、司法面接と臨床面接の接点を示唆するものであり興味深い。

学部生からも、子どもの被暗示性、聴取法(質問の 仕方により応答が変わる)、子どもに主体的に話させ ることの重要性などに関する多くのコメントが寄せら れた。また、自分も子どもの頃に誘導されてしまった、 クローズド質問で確認されて自分の考えが話せなかっ たなどの体験談の記載もあった。講義が学びの糧とな っていれば幸いである。

表 1 講義へのコメント

内容	頻度
司法面接の必要性	
子どもの特性	1
複数人で聞くのはよくない	1
司法面接の特徴	
事実確認とカウンセリングの違い	3
環境が重要	2
チームで行う	1
中立性が重要	1
話させる必要性(質問しない)	8
構造がある	1
外部情報との照合	1
カウンセリングとの比較	
カウンセリングも一問一答/事実確認にな	8
りがち	
カウンセリングやその他事実の調査に活か	3
せる	

以下、すべてではないが、学部生や大学院生からの 質問にお答えしたい。質問は複数の質問をまとめるか たちで記述している。

1 被暗示性について

- Q:被暗示性はどうして生じるのか。怒られる・嫌われる,ほめられたい欲求によるのか。同調傾向や家庭環境の影響もあるのか。
- A:被暗示性のメカニズムはそれ自体が重要な研究課 題である。先述のように、Gudjonsson は認知的な 側面(記憶力,誤情報が記憶に混入する度合い) と社会的圧力(「あなたの回答は誤りが多い」な どと言われて回答を変える傾向性) が関わってい るとし, この二つの要因を組み合わせた被暗示性 尺度を作成した(Gudjonsson, 1987; 仲, 1998)。認 知能力, 社会的圧力と直接的, 間接的に関わる 要因としては年齢、障害、対人関係、文化・環境 (場依存であったり、支配的な生活環境等) など が考えられる。実際、年齢の低い子どもの方が、 また知的障害のある人において、さらに権威者の もとで被暗示性は亢進しやすい。ソースモニタリ ングの能力や心の理論、衝動性や承認欲求、葛 藤を避ける傾向性などなどの個人差とも関連して いると推察される(例えば、仲・上宮, 2005; 仲、 2011などを参照のこと;被疑者取調べの文脈では Gudjonsson, 2018など)。
- Q: 社会的な圧力が被暗示性を亢進させるというが, 面接ではどのような工夫がなされているのか。
- A:権威者としてではなく、同じ目線で話を聴くことや、「知らないことは知らないと言ってよい」「面接者が間違ったことを言ったら、間違っていると言う」などのグラウンドルール、ラポール形成(話しやすい関係性)の構築が有要である。

2 面接室や面接時間

- Q:司法面接では、なぜ物がない静かな部屋を用いる のか。物があった方が落ち着くということはない か。
- A:一般的なこととして、子どもの注意を逸らさないためにも、できるだけ静かで注意を阻害するものがない部屋を用いることが推奨されている(英国内務省・保健省、2007)。実際、おもちゃをもって入ってきた子どもが遊びに専念し、面接が進まない事例も見られる。しかし、心を落ち着かせるための特定の事物へのこだわりのある被面接者など

- については、配慮が必要であろう。個人の特性に 応じた配慮は司法面接を計画する際の重要な要点 である。
- Q:面接時間は概ね年齢×5分ということだが、短くないか。
- A:時間は経験則であり、絶対的なものではない。しかし時間が長引けば子どもは疲労し、遊び始めたり、迎合して話す子どもも出てくる。そのため、年齢×5分くらいの時間を目安に面接を計画し、やむなく延長するような場合は休憩をとるなどの配慮を行う。

3 話したがらない被面接者に対して

- Q:自己開示できない子ども、頑なに話さない子ども にはどう対処すればよいか。また、脆弱な被面接 者にとっては自由報告が負担にならないか、子ど もに会話の主導権を渡すのは難しくないか
- A:すぐに話し始める子どももいれば、そうでない子どももいる。一般に、被面接者の年齢が低い場合、先行開示(先立って親、教師、友人など、誰かに打ち明けること)がない場合、事件から遅延がある場合、補助証人(子どもの供述をサポートする人)がいない場合、事件が(自発的な報告ではなく)他者により発見された/発覚した場合、被疑者が家庭内にいる場合、被疑者が(少年ではなく)大人である場合、家族のサポートがない場合などにおいて開示率が低い(Anderson et al., 2016; Leach et al., 2017; Hershkowitz et al., 2005)。文化(例えば、オーストラリアの原住民において開示率が低い)や、地域(人権擁護の活動が行われている場所で報告率が高い)などの要因も知られている(Bailey et al., 2015; Bailey et al., 2017)。

しかし、被害者の特性や事案の特性は所与の事柄であり、面接者がコントロールすることはできない(このように捜査する側にとってコントロールできない変数を推定変数という)。面接者がコントロールできることとしては(これらをシステム変数という)、被面接者がよりストレスのない状況でよりたくさん話せるようにすることであり、そのために次のような工夫が行われている。例えば、ラポール形成や思い出して話す練習を充実させる、まずは話せるところを話してもらう、サポーティブな言葉かけをする(例えば、「話してくれてありがとう」「そのように話してくれるとよくわかりますよ」などの言葉かけや、必要に応じて「このお

部屋ではどんなことでも安心して話すことができますよ」「話すのが難しかったら書くのでもいいですよ」と報告を励ます)などである。Hershkowitz et al. (2014) は話したがらない子どもに配慮し、グラウンドルールに入る前にまずラポール形成を行うNICHDプロトコルの修正版を作成した(先述の面接の構造における③ラポール形成の後に②グラウンドルールを行い、ラポール形成もより充実したものとなっている)。こういった工夫については仲(2017,2021)などを参照していただきたい。

- Q:トラウマがある被面接者には、ケアを優先するのか、同時並行で行うのか、被面接者が過呼吸となった場合はどうするのか
- A:司法面接を行なっている最中(その時間内)に心のケアやカウンセリングを行うのは、先述のとおり混乱を招く。しかし、司法面接の実施までに時間がかかる場合は、面接チーム内で検討の上、誘導や暗示となりにくい心のケアや心理教育を行うことが有用であろう。事件について話すことや、催眠、グループワーク、連想などは記憶の変容をもたらし得るので推奨されない。行なったケアは詳細に記録しておく必要がある。

面接の最中にフラッシュバックや解離が生じた場合は休憩をとり、持続できそうであれば持続する。そうでなければチームで話し合い延期することもあるだろう。被面接者の脆弱性にどのように対処するかは、面接の計画を立てる際に検討すべき重要な事柄である。チームに臨床心理士や公認心理師が入り、面接をモニターすることも有用であろう。

4 面接に際して

- Q:「つらかったね」「怖かったね」などの声かけがあった方が話せる、ということはないか。
- A:「つらかった」「怖かった」という言葉は面接者の言葉であり、子どもの思いや記憶に影響を及ぼす可能性がある。また、子どもの本来の思いとは異なることもあるだろう(例えば、つらいというよりは悔しいなど)。そのため、一般的には、面接者が自身の感情を述べたり、子どもの感情を代弁することは推奨されない。子どもの感情を受け止めたいときは、エコーイングを用いてもよいだろ

う (子ども「つらかった・・」一面接者「うん, つらかった」)。エコーイングであれば、面接者からの言葉を出さずに子どもの気持ちに応えること ができる。また、子どもが口にした感情について、 もっと話してもらうこともできる(子ども「悔し かった」一面接者「悔しいと思ったこと、もっと 話して」)。

- Q: ラポール形成ができない場合, 面接者を変えることは可能か。
- A:司法面接は原則として1回であるので,面接者を替えることは難しい。例えば英国では,被面接者が面接者のジェンダーについて希望を出せるようにしている (Ministry of Justice, UK, 2022)。誰が,どのようにラポールを形成するのかも面接を計画する際に検討しておく必要がある。
- Q:嘘をつく子どもにはどう対処するか,「わかる」と言っても,実際にはわかっていない子ども,誤ったことを確信をもって話す子どももいるが,どう対処するのか。
- A: グラウンドルールの「ほんとうにあったことを話してください」「知らないことは知らないと言ってください」などは、本当にあったことを話すこと、正確に話すことへの動機づけを高める。実際、これらの教示を行なった方がより正確な情報が得られやすい(レビュウとして仲、2012など)。それでも、子どもが話したことが真実かどうかは、子どもが話したとおりの場所があるか、子どもが話したとおりの場所があるか、子どもが話した事柄から時間を推定できるか等、外部の情報との照合可能性に大きく依存する。外部の情報につながる報告を得るには、オープン質問で、本人にたくさん話してもらうことが必要である。また、本人にたくさん話してもらえれば、本人は真実だと思っていても実は誤っている事柄や、嘘を発見することも可能である。
- Q:親にとり、質問したい気持ちを抑えるのは負担で はないか。親はある程度事実を把握しているよう な場合、子どもが話さなくても、親は子どもに「嫌 なことがあった?」と尋ねてよいか。
- A:子どものことを心配するあまり、私たちは意図せず多くの質問をしてしまう。日常生活のなかで対処できる事柄であれば問題はないだろう。しかし、裁判や行政的な判断の証拠として客観的な情報が

⁶ プロジェクトの HP である司法面接支援室からダウンロードできる。 http://forensic-interviews.jp/doc/?r=276

求められる場面では、親の言葉が子どもの記憶を 汚染したなどとして、子どもの証言の信用性が否 定されることもある。そのため、何か気に掛かる ことがあれば「嫌なことがあった?」と尋ねるの ではなく、「何かあったかな」「どんなことでも話 して」と自由報告を求めることが重要である。日 ごろの会話のパターンもそういった自由報告を得 る会話にしておくことが有用であろう。

VI むすびにかえて

多くの先生、学部生、大学院生の皆さまに話を聞いていただいたことに心より感謝申し上げる。いただいたコメントや質問は、いずれもさらなる研究へとつながる重要な糸口である。

対対

- Anderson, G. D., Anderson, J. N., & Krippner, M. (2016). "I only want to know what you know": The use of orienting messages during forensic interviews and their effects on child behavior. *Journal* of Child Sexual Abuse: Research, Treatment, & Program Innovations for Victims, Survivors, & Offenders, 25(6), 655-673.
- Bailey, C., Mace, G., Powell, M., & Benson, M. (2015). Evaluation of a collaborative operation to improve child sexual abuse reporting in Western Australian indigenous communities. *Criminal Justice* and Behavior, 42(12), 1303-1315.
- Bailey, C., Powell, M., & Brubacher, S. P. (2017). The attrition of indigenous and non-indigenous child sexual abuse cases in two Australian jurisdictions. *Psychology, Public Policy, and Law*, 23(2), 178-190.
- 英国内務省・保健省(編)仲真紀子・田中周子(訳)(2007).子 どもの司法面接:ビデオ録画面接ガイドライン.誠信書房.
- Fulcher, G. (2004). Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS)
 -- A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation.
 Psychiatry, Psychology and Law, 11(1), 79-86.
- Gudjonsson, G. H. (1987). A Parallel form of the Gudjonsson Suggestibility Scale. British *Journal of Criminal Psychology*, 26, 215-221.
- Gudjonsson, G. H. (2018). *The Psychology of False Confessions:* Forty Years of Science and Practice. Chichester: Wiley.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., & Lamb, M. E., Orbach (2005). Trends

- in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203–1214.
- Hershkowitz, I., Lamb, M. E., & Katz, C. (2014). Allegation rates in forensic child abuse investigations: Comparing the revised and standard NICHD protocols. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20(3), 336-344.
- Lamb, E., M., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W. (2008). *Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses*. Chichester: Wiley & Sons.
- Leach, C., Powell, M. B., Sharman, S. J., & Anglim, J. (2017). The relationship between children's age and disclosures of sexual abuse during forensic interviews. *Child Maltreatment*, 22(1), 79-88.
- Ministry of Justice, U.K. (2022). Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on Interviewing Victims and Witnesses, and Guidance on Using Special Measures.
- 子ども家庭庁 (2023). 令和 4 年度 児童相談所における児童虐 待相談対応件数 (速報値).
 - https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf
- 仲真紀子 (1998). 偽りの記憶と諸尺度-GSS, CIS, DES. 千葉大学教育学部研究紀要, 46(1), 1-15.
- 仲真紀子 (2011). 法と倫理の心理学 心理学の知識を裁判に活かす:目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言. 培風館.
- 仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法. 日本発達心理学会 (編)根ヶ山・仲真紀子 (責任編集)発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤:身体,認知,情動. 新曜社 Pp. 284-296.
- Naka, M. (2014). A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) *Investigative Interviewing*. New York: Springer. Pp. 103-122.
- 仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接:考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣.
- 仲真紀子 (2017). 実務における司法面接の課題:非開示にどう 取り組むか. 心理学評論, 60(4), 404-418.
- 仲真紀子 (2021). 話したがらない子どもと司法面接. 田中晶子・ 安田裕子・上宮愛(編著) 児童虐待における司法面接と子 ども支援. 北大路書房 pp.95-116.
- 仲真紀子・上宮愛 (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因. 心理学評論, 48(3), 343-361.

(最終版 2024年1月8日受理)

Listening to Children: The Use of Forensic Interviews in Fact Finding

Makiko Naka

The present article is based on the author's invited talk at Aichi Gakuin University on Dec. 19, 2023. It provides the overview of the forensic/investigative interviews for child witnesses. It covers the potential difficulties in fact-finding, the current situation regarding the use of forensic/investigative interviews in Japan, and the features of forensic/investigative interviews, including the significance of the use of open-ended questions and the structure of the interview to elicit as accurate and as much free narratives from interviewees. The final section is the questions and answers.

Keywords: forensic interview, investigative interview, Japanese Criminal Procedure Law 321.3, child witness, the NICHD protocol